

宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会規則

(平成7年2月10日規則第1号)

(改正 平成12年10月18日規則第1号)

宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会は、毎年2月及び10月にこれを招集することを常例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。